

(仮称) 千葉県犯罪被害者等支援推進計画 (現状整理)

第3章 基本的な考え方

1 犯罪被害者等支援に関する基本方針と目指す姿

条例第3条が掲げる基本理念等に基づき、個々の施策の策定・実施に関し、次の4つの基本方針を定めるものとします。

○4つの基本方針

1 犯罪被害者等の個人の尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、犯罪被害者等の立場に立った適切な支援が行われること。

誰もが犯罪による被害を受ける可能性があります。犯罪被害者等支援は、例外的な存在としての犯罪被害者等に対する一方的な恩恵的措置ではなく、社会のかけがいない一員として、当然に保障されるべき権利利益の保護を図るためのものであることを前提として、犯罪被害者等の尊厳が尊重されるよう、犯罪被害者等の立場に立った適切な支援を行います。

2 犯罪被害者等一人ひとりの事情に応じた適切な支援が行われること。

犯罪被害者等が直面している状況は、一人ひとり異なります。

犯罪被害者等のそれぞれの具体的事情を正確に把握し、その変化にも十分留意しながら、個々の事情に応じて適切な支援を行います。

3 犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じて、迅速に、途切れることなく継続して支援が行われること。

犯罪被害者等は、時間の経過とともに、様々な課題に直面します。被害を受けた直後から、再び平穏な生活を営むことができるようになるまで、迅速かつ途切れることなく継続して適切な支援を行います。

4 犯罪被害者等の置かれている状況等について県民や事業者等の理解を深めること。

犯罪被害者等は、直接的な被害だけではなく、時には配慮に欠けた言動やインターネットによる誹謗中傷、被害による離職等の二次的被害に苦しめられることがあります。

それらを防ぐためには、県民や事業者に対し、犯罪被害者等の置かれている状況等について理解を求めることが必要です。

上記の基本方針を踏まえ、県は、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者と連携して、犯罪被害者等支援を総合的で計画的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減、犯罪被害者等の生活再建に対する支援により、もって、社会全体で犯罪被害者等を支え、県民の誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

2 本計画における重点課題・取組

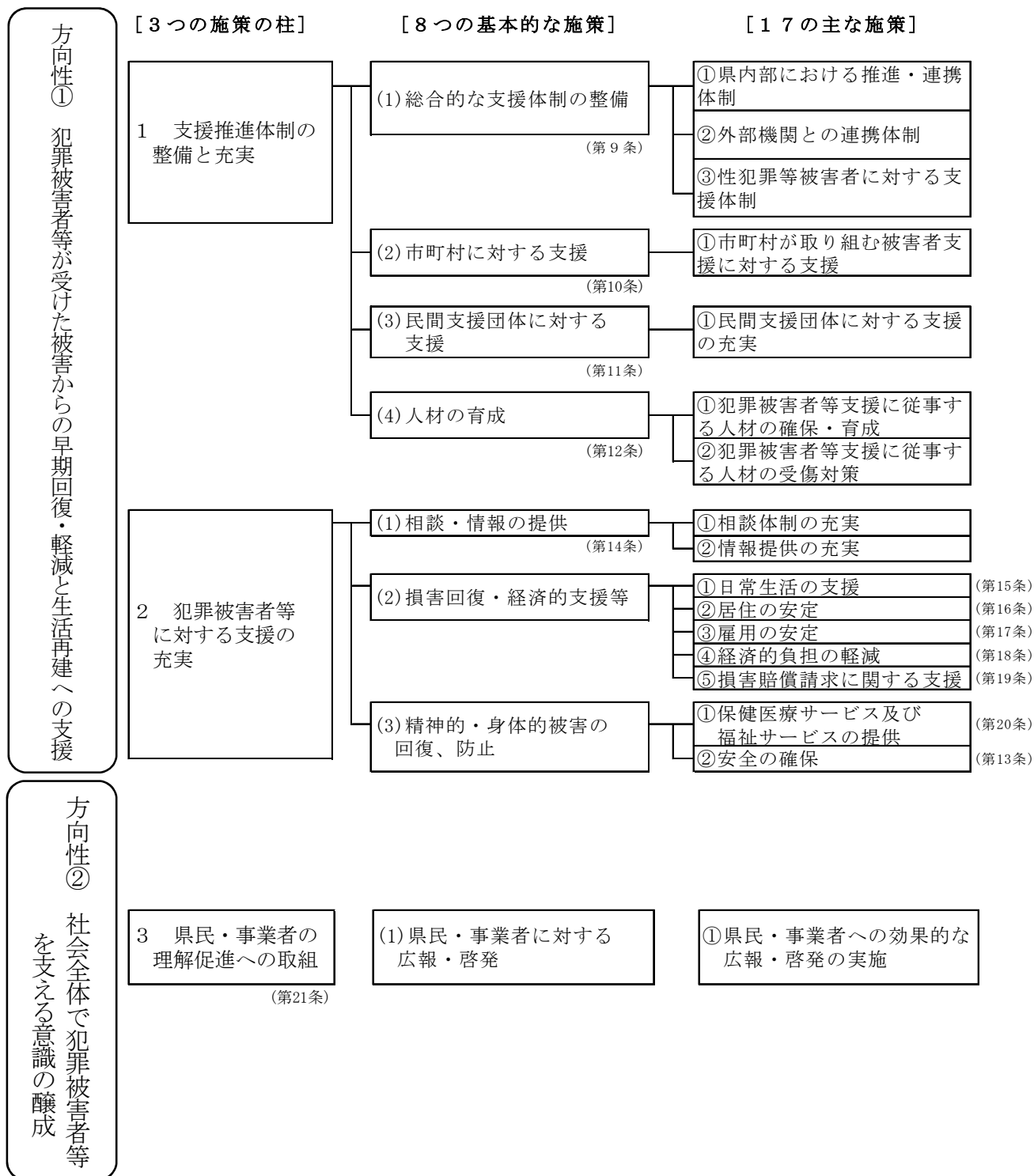
本計画の策定に当たっては、これまで本県において取り組んできた犯罪被害者等支援施策における課題や社会情勢の変化等を踏まえ、以下の6項目を重点課題とし、特に力を入れて取り組んでまいります。

重点課題	重点的な取組
<p>①事件直後から生活が一変する犯罪被害者等に対する迅速な支援の実施。</p> <p>犯罪被害者等の状況に応じた支援を行うためには、県の取組だけではなく、国・市町村・民間支援団体・弁護士会等がそれぞれ実施する取組を繋げることが必要です。</p>	<p>①犯罪被害者支援コーディネーターを中心とした、国・市町村・民間支援団体・弁護士会等の関係機関との連携の強化。</p> <p>関係機関をつなぐ「犯罪被害者支援コーディネーター」の役割の充実に取り組むとともに、関係機関の連携に努めます。</p>
<p>②県内のどの市町村に住んでいても同様に受けられる犯罪被害者等支援の実施。</p> <p>犯罪被害者等支援には様々な県民向けのサービスや窓口を持つ市町村の役割が重要です。犯罪被害者等が県内どの市町村に住んでいても同様の支援が受けられることが重要です。</p>	<p>②市町村に対する情報提供等の支援の充実。</p> <p>市町村に対して被害者支援に取り組むための情報提供や人材育成等の支援を充実に努めます。</p>
<p>③民間支援団体による安定的な犯罪被害者等支援の実施。</p> <p>民間支援団体において、犯罪被害者等支援に従事する人材の確保・定着が重要ですが、後継者の育成が課題となっています。また、支援者の代理受傷を防ぐ必要があります。</p>	<p>③犯罪被害者等支援に従事する人材の確保・育成、受傷対策。</p> <p>犯罪被害者等支援に従事する人材の確保・育成に向けて、民間支援団体と連携し、「支援員養成講座」等の実施について工夫します。また、支援従事者が代理受傷とならないよう、カウンセリングなどの充実に努めます。</p>
<p>④大規模な事件・事故が発生した際の支援の実施。</p> <p>大規模な事件・事故が発生した場合、県警察のみならず、行政、病院、弁護士会、検察庁等と連携して、犯罪被害者等の支援のための総合的な体制を構築する必要があります。</p>	<p>④緊急支援体制の整備。</p> <p>各関係機関の役割分担や情報共有に関することなど、緊急時の総合的な体制整備を図ります。</p>
<p>⑤性犯罪・性暴力被害の潜在化防止・手厚い支援の実施。</p> <p>性犯罪・性暴力被害については、誰にも相談できずに潜在化する可能性が高いことから、県警察やワンストップ支援センターにおける相談窓口の周知や支援について強化する必要があります。</p>	<p>⑤性犯罪・性暴力被害者に対する支援の強化。</p> <p>相談窓口に関する広報啓発について検討するとともに、女性だけではなく、外国人・障害者・男性・セクシャルマイノリティなど誰もが相談しやすい体制整備に努めます。</p>
<p>⑥犯罪被害者等支援に関する効果的な広報・啓発の実施。</p> <p>県政世論調査の結果にもあるように、犯罪被害者等支援は未だ県民に浸透しておらず、上記①～⑤の施策の実施にあたり、犯罪被害者等に対する県民の理解・関心を深め、犯罪被害者等を社会全体で支えていく意識を一層醸成する必要があります。</p>	<p>⑥SNS等のツールを使った新たな広報啓発の検討。</p> <p>これまで実施してきている犯罪被害者支援週間の行事やポスター・リーフレットの作成等に加えて、幅広い層にも見てもらえるよう、SNS等も活用し、効果的な広報啓発ができるよう検討します。</p>

3 施策の体系

「社会全体で犯罪被害者等を支え、県民の誰もが安心して暮らせる地域社会の実現」に向けて、施策を推進するにあたり、1で掲げた「4つの基本方針」と2で掲げた「6つの重点課題」のもと、「犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減と生活再建に対する支援」と「社会全体で犯罪被害者等を支える意識の醸成」の2つを施策の方向性として掲げ、犯罪被害者等支援施策を推進していきます。

【体系図】



第4章 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策

方向性① 犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減と生活再建への支援

1 支援推進体制の整備と充実

(1) 総合的な支援体制の整備（条例第9条）

○現状と課題

- ・犯罪被害者等が直面する問題は多岐に渡っており、被害を受けた直後から再び平穏な生活を営むことができるようになるまで、犯罪被害者等の状況に応じた適切な支援を迅速かつ途切れることなく継続していくためには、県における支援の充実に加え、国・市町村・民間支援団体・弁護士会等がそれぞれ実施する取組を効果的に繋げていくことが課題となっています。
 - ・大規模な事件・事故（おおむね死者5名以上又は死傷者10名以上）が発生した場合の支援体制の整備が課題となっています。
 - ・性犯罪・性暴力被害については、警察による各種支援に加えて、警察への届出を躊躇^{ちゅうちよ}している方も同様の支援が受けられるよう、平成29年10月から、性犯罪・性暴力被害者に対する総合的な支援を提供する「ワンストップ支援センター」を中心とした支援体制がスタートしました。県では、ちさととCVSの2団体をワンストップ支援センターに位置付け、両団体において、心身の負担軽減と健康回復をサポートするための電話相談、面接相談、カウンセリング、法律相談、医療支援などを行っています。
- 令和2年6月に国から出された「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」※にもあるとおり、性犯罪・性暴力は、被害者の人としての尊厳を傷付け、心身に深刻な影響を与え、その後の生活にも甚大な影響を与えることが多いこと、また加害者の7～8割が顔見知りであるとの調査結果もあり、被害を他人には言えない状況があると言われてしています。被害の潜在化を防ぐためにも、ワンストップ支援センターに関する広報啓発を実施するとともに、外国人・障害者・男性・セクシャルマイノリティなど誰もが相談しやすい体制の整備が課題となっています。

○取組の基本方向

- ・県では、国・市町村・民間支援団体・弁護士会等の関係機関の連携を強化し、各々の犯罪被害者等支援にふさわしい支援を提供するため、犯罪被害者等支援コーディネーターをCVS内に配置していますが、関係機関の連携をさらに強化し、被害者の置かれている状況に応じた必要な支援を行うためにその役割の充実を図ります。また、外部機関との協議会における意見交換や情報提供等により、支援の充実や被害者支援による広報啓発を実施します。

※ 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」では、性犯罪・性暴力の根絶に向けて、誰もが、性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、社会全体でこの問題に取り組む必要があることを掲げ、令和2年度から4年度までの3年間を性犯罪・性暴力対策の集中強化期間としています。

- ・大規模な事件・事故（おおむね死者5人以上又は死傷者10名以上）に対応できるよう、緊急時の支援体制を整備します。
- ・性犯罪・性暴力被害については、ワンストップ支援センターにおける支援内容の充実を検討します。また、被害が潜在化しないよう、相談窓口の広報啓発を強化するとともに、誰もが相談しやすい体制の整備を図ります。更に、被害者が適切な支援を受けられるよう、協議会や医療従事者連絡会等において関係機関の連携を強化します。

○具体的な取組

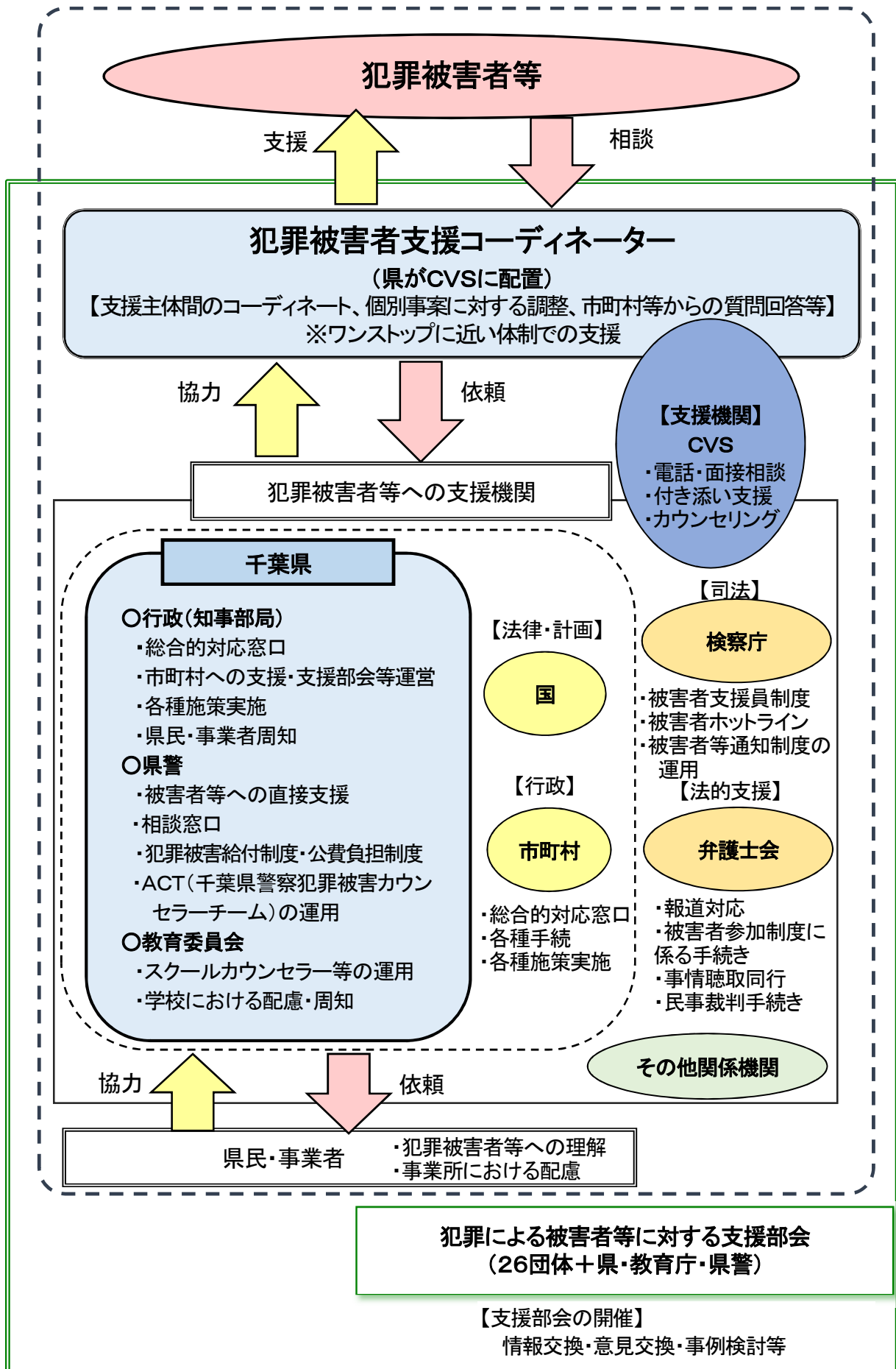
①県内部における推進・連携体制

施策名	施策概要（現状）	担当課
【重点】犯罪被害者支援コーディネーターの配置	「被害を受けたときから迅速に、途切れることのない支援」を行うため、県、市町村、民間支援団体、弁護士会等関係機関の連携を強化し、犯罪被害者等一人ひとりの事情に応じた適切な支援を提供するため、「犯罪被害者支援コーディネーター」をCVS内に配置しています。	環境生活部 くらし安全推進課 県警本部 警務課
総合的対応窓口の設置及び庁内関係機関の連携	環境生活部くらし安全推進課内に総合的対応窓口を設置しているとともに、庁内関係機関相互の連絡を密にし、総合的かつ効果的に犯罪被害者等支援に取り組むため、保健所や児童相談所等の庁内関係機関に「犯罪被害者等支援連絡員」を配置しています。 連絡員は、支援に係る庁内関係機関との連絡調整などを行っています。 また、連絡会議の開催などにより、連携を図っています。	環境生活部 くらし安全推進課
警察による支援体制	犯罪被害者等に対し、病院や裁判所等への付添い支援、千葉県警察犯罪被害カウンセラーチーム（ <u>A</u> ctive <u>C</u> ounselor <u>T</u> eam、通称ACT（アクト））による電話、面接相談、医療支援や一時避難のための費用に関する公費負担、再被害防止・保護などの支援を実施しています。	県警本部 警務課

②外部機関との連携体制

施策名	施策概要（現状）	担当課
<p>【重点】犯罪被害者支援コーディネーターの配置（再掲）</p>	<p>「被害を受けたときから迅速に、途切れることのない支援」を行うため、県、市町村、民間支援団体、弁護士会等関係機関の連携を強化し、犯罪被害者等一人ひとりの事情に応じた適切な支援を提供するため、「犯罪被害者支援コーディネーター」をCVS内に配置しています。</p>	<p>環境生活部 暮らし安全推進課</p> <p>県警本部 警務課</p>
<p>犯罪による被害者等に対する支援部会による関係機関の連携</p>	<p>犯罪被害者等に対する支援と理解を促進するために、千葉県安全安心まちづくり推進協議会の中に関係機関（29 団体）を構成員とする「犯罪による被害者等に対する支援部会」を設置しています。</p> <p>犯罪被害者等支援に関する情報交換・意見交換を通じ、支援の充実をはじめ、各種施策の推進や広報啓発などを行っています。</p>	<p>環境生活部 暮らし安全推進課</p> <p>県警本部 警務課</p>
<p>署被害者支援連絡協議会による関係機関との連携</p>	<p>署被害者支援連絡協議会を定期的を開催するとともに、犯罪被害者等の具体的なニーズを把握した総合的な支援を行うため、同協議会が保有する資源を効果的に活用し、連携に努めています。</p>	<p>県警本部 警務課</p>

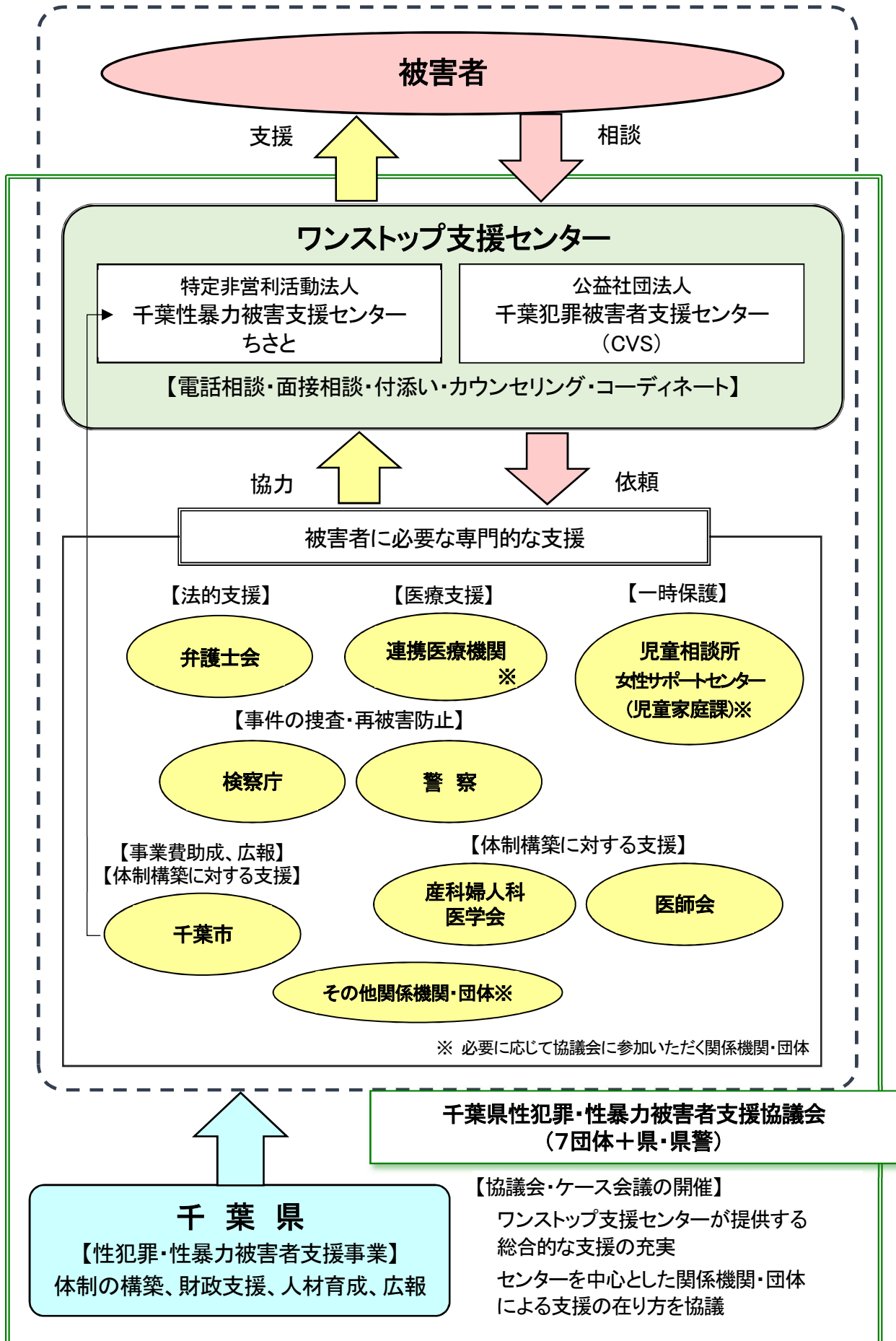
千葉県の犯罪被害者等支援に関する主な支援体制



③ 性犯罪等被害者に対する支援体制

施策名	施策概要（現状）	担当課
<p>【重点】性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける支援</p>	<p>ワンストップ支援センターである、CVSとちさとにおいて、被害者の方の心身の負担軽減と健康回復をサポートするための電話相談、面接相談、医療支援、カウンセリング、法律相談などの支援を実施しています。</p>	<p>環境生活部 くらし安全推進課</p>
<p>【重点】警察における性犯罪等被害者に対する支援</p>	<p>性犯罪等被害者に対し、病院や裁判所等への付添い支援、千葉県警察犯罪被害カウンセラーチーム（Active Counselor Team、通称ACT（アクト））による電話、面接相談、医療支援や一時避難のための費用に関する公費負担、再被害防止・保護などの支援を実施しています。</p> <p>また、性犯被害相談電話（＃8103）では、相談者の希望により、女性警察官による対応をするなど、相談しやすい環境の整備に努めています。</p>	<p>県警本部 警務課</p>
<p>千葉県性犯罪・性暴力被害者支援協議会・ケース会議の開催</p>	<p>12団体で構成する協議会において、被害者支援の体制の充実等について協議し、関係機関と連携しています。</p> <p>また、協議会の中に「ケース会議」を設け、ワンストップ支援センター及び県で個別事案に応じた支援方法の調整を行っています。</p>	<p>環境生活部 くらし安全推進課</p> <p>県警本部 警務課</p>
<p>医療従事者連絡会の開催</p>	<p>県内の6つの連携医療機関において、被害直後の診療や避妊措置、感染症予防、証拠採取などの医療支援を実施する体制を構築しています。</p> <p>各連携医療機関において適切な医療支援が行えるよう、各連携医療機関の医師・看護師等を対象とした連絡会を開催し、医療支援の説明に加えて、被害者対応についても意見交換を行っています。</p>	<p>環境生活部 くらし安全推進課</p>

千葉県の性犯罪・性暴力被害者に対する主な支援体制（警察への届出以外）



(2) 市町村に対する支援（条例第10条）

○現状と課題

- ・ 犯罪被害者等支援にあたり、育児・介護などの福祉サービス、保健医療の助成などの県民向けのサービスや各種手続きのための窓口を持つ市町村の役割は重要であり、本県の全市町村において、犯罪被害者等支援に係る「総合的対応窓口」を設置しているところです。
- ・ 犯罪被害者等が県内のどこの市町村に住んでいても同様の支援が受けられるよう、市町村が取り組む犯罪被害者等の支援の充実が求められています。

○取組の基本方向

市町村における犯罪被害者等支援の実施について、窓口における配慮や介護・育児等の既存の住民サービスの活用等について、会議や研修会等で周知を図るとともに、犯罪被害者支援コーディネーターを通じて必要な情報の提供や助言などを行います。

○具体的な取組

①市町村が取り組む被害者支援に対する情報の提供等

施策名	施策概要（現状）	担当課
【重点】犯罪被害者支援コーディネーターの配置（再掲）	「被害を受けたときから迅速に、途切れることのない支援」を行うため、県、市町村、民間支援団体、弁護士会等関係機関の連携を強化し、犯罪被害者等一人ひとりの事情に応じた適切な支援を提供するため、「犯罪被害者支援コーディネーター」をCVS内に配置しています。	環境生活部 くらし安全推進課 県警本部 警務課
担当者向け研修会の実施	市町村の窓口対応職員の資質向上を図るための研修会を開催しています。実践的な内容とするため、犯罪被害者等や弁護士による講演の他、グループワークやロールプレイといった実践的な研修を実施しています。	環境生活部 くらし安全推進課 県警本部 警務課

(3) 民間支援団体に対する支援（条例第11条）

○現状と課題

- ・民間支援団体は、犯罪被害者等に対して、面接・電話相談、病院・警察・裁判所などへの付添い支援、カウンセリングなどの支援を実施しており、被害者支援における重要な役割を担っています。
- ・民間支援団体において、被害者支援を実施する人材の確保・育成が重要ですが、後継者の育成が課題となっています。

○取組の基本方向

民間支援団体の犯罪被害者等支援がより効果的になるよう、必要な支援を実施するとともに、人材の確保・育成に向けた取組を実施します。

○具体的な取組

①民間支援団体に対する支援の充実

施策名	施策概要（現状）	担当課
【重点】民間支援団体における人材の確保・育成	県民向けの犯罪被害者支援員養成講座を開催しています。 また、民間支援団体が実施する支援員育成のための研修会等において、講師として職員を派遣しています。	環境生活部 くらし安全推進課 県警本部 警務課
【重点】犯罪被害者支援コーディネーターの配置（再掲）	「被害を受けたときから迅速に、途切れることのない支援」を行うため、県、市町村、民間支援団体、弁護士会等関係機関の連携を強化し、犯罪被害者等一人ひとりの事情に応じた適切な支援を提供するため、「犯罪被害者支援コーディネーター」をCVS内に配置しています。	環境生活部 くらし安全推進課 県警本部 警務課
民間支援団体の取組に対する支援	民間支援団体の取組に対し、犯罪被害者等支援に必要な情報提供を始めとした必要な支援を行います。 また、民間支援団体について、広く県民や事業者にも認知してもらえるよう、広報啓発を行います。	環境生活部 くらし安全推進課 県警本部 警務課
警察から犯罪被害者等早期援助団体への適切な情報提供	犯罪被害者等の同意を得て、犯罪被害の概要に関する情報を提供することで、犯罪被害者等が犯罪被害者等早期援助団体による支援を受けやすくなるよう努めます。	県警本部 警務課

(4) 人材育成の充実（条例第12条）

○現状と課題

- ・ 犯罪被害者等支援に従事する県・市町村職員や民間支援団体の支援員は、犯罪被害者等のそれぞれの具体的な事情を正確に把握し、その変化にも十分留意しながら、個々の事情に応じた適切な支援を行うことが重要です。また、民間支援団体において、犯罪被害者等支援に従事する人材の確保が課題となっています。
- ・ 犯罪被害者等支援に従事する者が、支援に従事する中で、犯罪被害者等と同様の心理的外傷を受ける「代理受傷」を受ける可能性があります。

○取組の基本方向

- ・ 犯罪被害者等支援に従事する県・市町村職員に対し、窓口における犯罪被害者等への配慮など、二次的被害が生じないように、必要な研修を実施します。また、民間支援団体における人材確保や育成に対して必要な支援を行います。
- ・ 犯罪被害者等支援に従事する者の代理受傷を防ぐため、研修の実施等の必要な施策を行います。

○具体的な取組

①犯罪被害者等支援に従事する人材の育成・確保

施策名	施策概要（現状）	担当課
【重点】民間支援団体における人材の確保・育成（再掲）	県民向けの犯罪被害者支援員養成講座を開催しています。 また、民間支援団体が実施する支援員育成のための研修会等において、講師として職員を派遣しています。	環境生活部 くらし安全推進課 県警本部 警務課
県職員・市町村職員向け研修会の実施	各機関の連携強化と、県・市町村の窓口対応職員の資質向上を図るための研修会を開催しています。実践的な内容とするため、犯罪被害者等や弁護士による講演の他、グループワークやロールプレイといった実践的な研修を実施しています。	環境生活部 くらし安全推進課 県警本部 警務課
警察職員に対する教養の実施	犯罪被害者支援要員や捜査に従事する警察職員を対象とした各種教養の機会を通じて、犯罪被害者等支援の意義、犯罪被害者等への二次的被害の防止など犯罪被害者等への適切な対応を確実に行うための教養を実施しています。	県警本部 警務課

②犯罪被害者支援に従事する人材の受傷対策

施策名	施策概要（現状）	担当課
【重点】民間支援団体における支援員の受傷対策への支援	民間支援団体の支援員が犯罪被害者等と同様の心理的外傷を受けることの防止に対し、講師の派遣等の支援を実施しています。	環境生活部 くらし安全推進課 県警本部 警務課
警察職員の受傷対策	犯罪被害者支援要員や捜査に従事する警察職員を対象とした各種教養の機会を通じて、職員の代理受傷について教養を実施しています。 また、必要に応じて、ACTによるカウンセリングを実施しています。	県警本部 警務課

2 犯罪被害者等支援の充実

(1) 相談・情報の提供（条例第14条）

○現状と課題

- ・犯罪被害者等は、被害に遭った直後から、精神的に大きなショックを受け、混乱している中で、様々な対応を求められることとなります。
- ・県が行った世論調査によると、犯罪被害者等支援は県民の間で十分認知されているものとは言いがたい状況にあります。
- ・県内に在住する外国人は、外国人技能実習制度の拡充や留学生の受入れ促進等を背景として年々増加しています。日本語によるコミュニケーションが十分でない外国人が犯罪のターゲットにされる例も見受けられます。

○取組の基本方向

- ・いざという時に犯罪被害者等が一人ひとりの事情に応じた適切な支援を迅速に受けられるように、犯罪被害者等支援について日頃から広く県民が認知している必要があることから、総合的対応窓口を始めとした各種相談窓口を明確にするとともに、相談があった際は、必要な支援を提供している窓口を紹介するなどの情報の提供及び助言を行います。
- ・外国人が被害に遭った場合の支援を実施します。

○具体的な取組

①相談体制の充実

施策名	施策概要（現状）	担当課
総合的対応窓口の設置及び庁内関係機関の連携（再掲）	環境生活部くらし安全推進課内に総合的対応窓口を設置しているとともに、庁内関係機関相互の連絡を密にし、総合的かつ効果的に犯罪被害者等支援に取り組むため、保健所や児童相談所等の庁内関係機関に「犯罪被害者等支援連絡員」を配置しています。 連絡員は、支援に係る庁内関係機関との連絡調整などを行っています。 また、連絡会議の開催などにより、連携を図っています。	環境生活部 くらし安全推進課
【重点】性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける相談	CVSとちさとにおいて、被害者の方の心身の負担軽減と健康回復をサポートするための電話相談、面接相談、医療支援、カウンセリング、法律相談などの支援を実施しています。	環境生活部 くらし安全推進課

施策名	施策概要（現状）	担当課
交通事故相談所における相談	交通事故被害者に対し、専任相談員による損害賠償請求や示談交渉などの様々な交通事故相談を実施します。また、臨床心理士による心のケアに関する相談も実施しています。	環境生活部 くらし安全推進課
消費者相談	消費者センターにおいて、消費生活や多重債務、個人情報保護などに関して、消費者からの相談に対応しています。	環境生活部 くらし安全推進課
県警における相談窓口	性犯罪被害相談電話（#8103）、警察相談電話（#9110）、ヤング・テレホン（0120-783497）による電話相談窓口や相談サポートコーナー、少年センターを設置し、犯罪被害者等の相談・支援を行っています。	県警本部 警務課
千葉県外国人相談窓口	県内在住の外国人が安全で安心な生活を送ることができるよう、多言語による相談が可能な相談窓口を運営し、生活全般の相談に応じるほか、弁護士や行政書士による外国人向け専門相談を実施しています。	総合企画部 国際課
男女共同参画センター相談事業	犯罪被害を含む、女性及び男性の悩みや問題の全般的な相談を実施しています。	総合企画部 男女共同参画課
DV被害に関する相談	女性サポートセンター、男女共同参画センター、各健康福祉センターを配偶者暴力相談支援センターに位置付け、緊急避難や自立した生活に向けての助言などの相談を実施しています。	健康福祉部 児童家庭課
児童虐待に関する相談、児童虐待の通告	児童相談所において、18歳未満の児童に関するあらゆる問題について、児童や保護者などからの相談に対応しています。	健康福祉部 児童家庭課
千葉県精神保健福祉センターにおける電話相談	心の健康、精神疾患及び精神科医療、依存症など精神保健福祉全般に関する電話相談等を実施しています。	健康福祉部 障害者福祉推進課

施策名	施策概要（現状）	担当課
保健所（健康福祉センター）における相談	県内 13 箇所の保健所（健康福祉センター）において、精神保健福祉相談（心の健康、精神保健福祉に関する相談）を行っています。	健康福祉部 障害者福祉推進課
千葉県子ども・若者総合相談センター（ライトハウスちば）における相談	ニート、引きこもり、不登校など困難を有するおおむね 40 歳未満の子供・若者及びその家族からの相談に対応しています。	環境生活部 県民生活・文化課
千葉県労働相談センターにおける相談	賃金不払い、解雇、職場における労働問題全般についての相談、職場の人間関係などに伴うメンタルヘルスの相談を実施しています。	商工労働部 雇用労働課
千葉県精神科医療センターにおける相談	精神科救急医療の受診に関する相談を実施しています。	病院局 経営管理課
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置	犯罪被害を含む、支援を必要とする児童生徒に対し、スクールカウンセラー等の専門性を有する人材を配置し、関係機関との連携など、子どもやその保護者への相談支援を行っています。	教育庁 児童生徒課
子どもと親のサポートセンターにおける相談	学校生活に関すること、心や身体のことなど、犯罪被害を含む個々の状況に応じて、本人及び保護者、教職員に対し、相談活動を通じて支援・援助を行っています。また、中高生を対象として、SNS相談を実施しています。	教育庁 児童生徒課

②情報提供の充実

施策名	施策概要（現状）	担当課
犯罪被害者等への情報提供	<p>本県、市町村、関係団体等の犯罪被害者等の相談窓口を掲載したポスターやリーフレットの作成、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターのポスターやリーフレットなどを作成し、県関係機関、市町村、学校、病院等に配架する等積極的な周知を行っています。</p> <p>また、関係機関において実施している支援等についても犯罪被害者等に対し、情報提供を行っています。</p>	<p>環境生活部 くらし安全推進課</p> <p>県警本部 警務課</p>
外国人の犯罪被害者等への支援	<p>外国人向け「被害者の手引き」（9言語）、ストーリーカード及びDV対策用リーフレット（10言語）を作成し、ホームページへの掲載や警察署での配布等により、外国人の犯罪被害者等への情報提供を行っています。</p>	<p>県警本部 警務課</p>
犯罪被害者連絡制度	<p>犯罪被害者等に対し、被害者支援要員が「被害者の手引」等を活用した刑事手続や支援制度等を説明しています。</p> <p>また、捜査状況、犯人の検挙状況、逮捕した犯人の処分状況について、適切に情報提供を行っています。</p>	<p>県警本部 警務課</p>

(2) 損害回復・経済的支援等

○現状と課題

- ・犯罪被害者等は、直接的な被害として、生命や財産、金品を失い、あるいは傷害を負ううえに、その後に待ち受ける治療、警察や検察による取調べ、裁判に対応するため、医療費や交通費、裁判費用といった支出の増加や休職、退職による収入の減少という経済的な問題にしばしば直面します。とりわけ犯罪被害者が家計を維持している場合、残された家族にとって、この問題はより深刻なものとなります。
- ・犯罪の発現場が自宅であった場合や加害者が近隣に住んでいる場合や同居人である場合、犯罪被害者等が安心して居住できる場所を確保することが求められます。

○取組の基本方向

- ・犯罪被害者等が犯罪被害から早期に回復し、生活を再建できるよう、生活支援、居住や雇用の安定、経済的負担の軽減、損害賠償請求のそれぞれについて、きめ細やかに支援を行います。

○具体的な取組

①日常生活の支援（条例第15条）

施策名	施策概要（現状）	担当課
被害者支援要員制度	被害者支援要員が、事件発生直後から犯罪被害者等への付添い、指導、助言、情報提供等を実施しています。	県警本部 警務課
公費負担制度（ハウスクリーニング等）による支援	自宅などにおける犯罪で、簡易的な清掃では取り除くことの出来ない汚損や異臭などを専門の清掃業者によりハウスクリーニングをする場合に、その費用を公費で負担しています。	県警本部 警務課
DV被害者の自立生活促進に向けた支援	配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV被害者の自立に向けた様々な問題について、本人の意思や状況に応じて必要な情報を提供し、市町村や関係機関が行う支援につなげていきます。	健康福祉部 児童家庭課

②居住の安定（条例第16条）

施策名	施策概要（現状）	担当課
公費負担制度による支援（ハウスクリーニング、一時避難措置費用）	自宅などにおける犯罪で、簡易的な清掃では取り除くことの出来ない汚損や異臭などを専門の清掃業者によりハウスクリーニングをする場合や犯人等から危害を加えられる恐れがある場合のホテル等への避難するための費用を公費で負担しています。	県警本部 警務課
DV被害者の自立生活促進に向けた支援（再掲）	配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV被害者の自立に向けた様々な問題について、本人の意思や状況に応じて必要な情報を提供し、市町村や関係機関が行う支援につなげていきます。	健康福祉部 児童家庭課
県営住宅への入居に係る配慮	県営住宅において、犯罪被害者等やDV被害者に対し、抽選倍率の優遇や単身入居を可能とする入居要件の緩和を行っています。	県土整備部 住宅課

③雇用の安定（条例第17条）

施策名	施策概要（現状）	担当課
事業者への広報・啓発	「千葉県安全安心まちづくり推進協議会総会」、「犯罪による被害者等に対する支援部会」、「署犯罪被害者連絡協議会」等の様々な機会を通じて、事業者に対し、広報啓発をしています。	環境生活部 くらし安全推進課 県警本部 警務課
千葉県ジョブサポートセンターにおける就業支援	主に子育て中の女性や中高年齢者を対象に、ハローワークと連携して、生活就労相談から職業相談、職業紹介等、再就職に向けた総合的なサービスを提供しています。	商工労働部 雇用労働課
ジョブカフェちばにおける就業支援	就職を希望する若者を対象に、キャリアカウンセラーによる個別相談や就職に役立つ各種セミナーなど、総合的な就職支援サービスをワンストップで提供しています。	商工労働部 雇用労働課

施策名	施策概要（現状）	担当課
ちば地域若者サポートステーションにおける就業支援	若年無業者等のうち、就職に向けた取組みへの意欲が認められる、15歳から49歳までの若年無業者等を対象に、職業的自立に向け支援しています。	商工労働部 雇用労働課
働き方改革に取り組む企業の登録制度	ワーク・ライフ・バランスや働き方改革、特別な休暇制度（法定外休暇）の導入等に取り組む企業を登録し、登録企業の取組内容などを県ホームページ等で広く紹介することにより、県内企業の取組の促進を図っています。	商工労働部 雇用労働課

④経済的負担の軽減（条例第18条）

施策名	施策概要（現状）	担当課
【重点】性犯罪等被害者のための医療費支援・カウンセリング、弁護士相談の支援	性犯罪・性暴力被害者のためのワントップ支援センターにおける治療や検査等の医療支援、カウンセリングや弁護士相談に対して支援を行っています。 (県警の公費負担制度対象者をのぞく)	環境生活部 くらし安全推進課
交通遺児激励事業	県内の小中学校等に通学する交通遺児に対し、激励品を贈呈しています。	環境生活部 くらし安全推進課
犯罪被害者等給付金・国外犯罪被害弔慰金制度の運用	犯罪被害者等給付金・国外犯罪弔慰金制度についての周知を徹底するとともに、対象事案を把握し、犯罪被害者等への教示を実施しています。	県警本部 警務課
公費負担制度による支援	犯罪被害者等に対し、治療や検査等の一部を公費で負担しています。	県警本部 警務課

⑤損害賠償請求に関する支援（条例第 19 条）

施策名	施策概要（現状）	担当課
交通事故相談所における支援	交通事故被害者に対し、損害賠償請求や示談交渉などに専門の相談員による交通事故相談を実施しています。	環境生活部 くらし安全推進課
県警における支援	犯罪被害者等に対し、損害賠償命令制度等の教示や、犯罪被害者等支援に精通した弁護士の紹介を行っています。	県警本部 警務課

(3) 精神的・身体的被害の回復、防止

○現状と課題

- ・ 犯罪被害者等が受けた精神的・身体的被害は計り知れないものがあり、その後の生活に長期にわたって影響を及ぼすこととなります。
- ・ 犯罪被害者等が受ける被害は、犯罪等による直接的な被害だけでなく、偏見に基づく又は理解、配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷等によっても、精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穩の侵害、経済的な損失を被ることがあります。

○取組の基本方向

犯罪被害者等が精神的・身体的被害から早期に回復できるよう、一人ひとりの犯罪被害者等の置かれた状況に応じて、医療、カウンセリング、安全の確保といった支援を適切に行います。

○具体的な取組

①保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第20条）

施策名	施策概要（現状）	担当課
【重点】性犯罪等被害者のための医療費・カウンセリング支援	性犯罪・性暴力被害者のためのワントップ支援センターにおける治療や検査等の医療支援やカウンセリングに対する支援を行っています。 (県警の公費負担制度対象者を除く。)	環境生活部 くらし安全推進課
交通事故相談所の運営	交通事故被害者に対し、臨床心理士により心のケアに関する相談を実施しています。	環境生活部 くらし安全推進課
千葉県警察犯罪被害カウンセラーチーム（ACT）によるカウンセリング	公認心理師、臨床心理士等の資格を有する警察職員（ACT）を積極的に活用し、犯罪被害者等の要望に応じて、カウンセリングを実施しています。	県警本部 警務課
公費負担制度（カウンセリング）による支援	犯罪被害に遭った精神的ショック等の軽減を図るため、犯罪被害者等が医療機関等においてカウンセリングを要望する場合には、その費用を公費で負担しています。	県警本部 警務課
障害者総合支援法に基づく自立支援医療（精神通院医療）による医療費助成	精神疾患を有する方に対し、通院医療費の一部を公費で負担しています。	健康福祉部 障害者福祉推進課

②安全の確保（条例第13条）

施策名	施策概要（現状）	担当課
公費負担制度（一時避難措置）	自宅が犯罪行為の現場となったり、犯人等から危害を加えられる恐れがある犯罪被害者等が、一時的にホテル等に避難する場合に、その宿泊費を公費で負担しています。	県警本部 警務課
再被害防止措置	同一の加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等に、再被害防止に資する情報提供を適切に行うとともに、必要に応じて緊急通報装置を貸与し、又は警戒措置を講じています。	県警本部 警務課
犯罪被害者に関する情報の保護	犯罪被害者の氏名の公表等、犯罪被害者等の意見と報道の自由等を踏まえ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮しています。また、報道発表を行う場合には、犯罪被害者等に対し、事前に必要な情報提供を行うように努めています。	県警本部 警務課
子供対象・暴力的性犯罪出所者の再犯防止措置制度の運用	13歳未満の子供を被害者とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者について、警察庁を通じて法務省から情報提供を受け、県警においてその所在確認を実施するほか、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うなど、再犯防止に向けた措置を講じています。	警察本部 警務課

施策名	施策概要（現状）	担当課
DV被害者に対する安全確保と一時保護体制	女性サポートセンターにおいて、ケースワーカー、心理判定員、医師、看護師、保育士等が連携して対応することにより、被害者一人ひとりの状況に応じて心身の安定や自立に向けた支援を実施しています。また、被害者の安全確保を図るため、被害者の状況に応じて民間シェルター等に一時保護を委託しています。	健康福祉部 児童家庭課
児童虐待への対応	児童相談所において、緊急に子どもの安全確保が必要な場合や虐待を受けた子どもの行動観察などを行うために子どもを一時保護し、児童養護施設・乳児院・児童自立支援施設・障害児施設等への入所等の措置などを行い、安全の確保を図っています。	健康福祉部 児童家庭課
青少年ネット被害防止対策事業	青少年がインターネット上のトラブルに巻き込まれることを未然に防ぐため、ネットパトロールを実施しています。特に問題のある書き込みを発見した場合、学校を通じて指導・削除等を行っています。	環境生活部 県民生活・文化課

方向性② 社会全体で犯罪被害者等を支える意識の醸成

3 県民・事業者の理解促進への取組（条例第21条）

(1) 県民・事業者に対する広報・啓発

○現状と課題

- ・犯罪被害者や犯罪被害者等支援について県民の認知度が低い傾向にあります。犯罪被害者等は周囲の人々の心無い言動によって傷つくこともあります。反面、周囲の人々のほんの少しの気遣いや理解が大きな支えとなり、立ち直りのきっかけにもなります。
- ・被害後の相談先に関する認知度も低いことから、被害直後から必要な機関、支援に繋がることのできるよう、相談先の認知度を高めていくことが課題です。

○取組の基本方向

- ・犯罪被害者等が置かれている立場や犯罪被害者等支援について、広く県民に周知するため、犯罪被害者週間や被害者支援関連キャンペーン等を通じ、広報啓発物の配布をするなど、あらゆる機会を通じた啓発活動に取り組みます。
- ・幅広い年代の方々の理解を促進すべく、SNSの活用など、広報媒体について検討していきます。
- ・相談者や相談を受ける市町村職員等の道標となるよう、相談分野ごとに区分けして掲載した相談窓口のご案内ポスターやリーフレットを作成し、市町村や関係機関等に配布します。

○具体的な取組

① 県民・事業者への効果的な広報・啓発の実施

施策名	施策概要（現状）	担当課
【重点】相談窓口等に関する広報・啓発の実施	県ホームページへの掲載、ポスター、広報誌等を始めとして、関係機関と連携した広報・啓発を行っています。	環境生活部 くらし安全推進課 県警本部 警務課
【重点】性犯罪・性暴力被害に関する学校教育における周知	性犯罪・性暴力被害の現状や被害を生まないためにすべきことと併せ、ワンストップ支援センター等の相談先を教示するなど、被害者にも加害者にも傍観者にもならない社会づくりに資することを目的に、高校生等を対象とした「性犯罪・性暴力被害者支援に関する出前講座」を開催しています。	環境生活部 くらし安全推進課

施策名	施策概要（現状）	担当課
犯罪被害者週間における周知	国の犯罪被害者週間に併せ、「ちば県民のつどい」を開催するなど、広く県民に犯罪被害者等支援の必要性を伝えています。	環境生活部 くらし安全推進課
安全安心まちづくり推進協議会を通じた周知	安全安心まちづくり推進協議会や犯罪による被害者等に対する支援部会を通じて、広報啓発を実施しています。	環境生活部 くらし安全推進課
署犯罪被害者支援連絡協議会における周知	地方公共団体職員や有識者等から構成員とする警察署犯罪被害者連絡協議会を開催し、犯罪被害者等支援に関する情報提供等を実施しています。	県警本部 警務課
中学生・高校生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」及び策部コンクールの開催	犯罪被害者等が講演者となり、命の大切さ等を直接生徒に語りかける講演会「命の大切さを学ぶ教室」や作文コンクールを中学校、高等学校等において開催しています。	県警本部 警務課
人権問題研修会支援事業の実施	地域・企業・NPO 法人等の団体・行政機関等が犯罪被害者を含む人権をテーマとした研修会、講演会等を開催するに当たり、効果的な研修ができるよう、目的や対象者に合わせた適切な講師を派遣します。	健康福祉部 健康福祉政策課
DV防止・被害者支援対策	DV相談カードの配置やDV防止キャンペーンの実施等により相談窓口等について県民への広報啓発を行っています。	健康福祉部 児童家庭課
子ども虐待防止地域力強化事業	児童虐待に対する意識の啓発や児童虐待の通告先の周知を図るため「オレンジリボンキャンペーン」などの広報・啓発活動を、年間を通じて実施しています。	健康福祉部 児童家庭課
学校教育における周知	学校人権教育研究協議会の開催、学校人権教育指導資料の刊行、学校人権教育指導者研修の開催を通じ、犯罪被害者を含む人権について教員や児童生徒に対し周知しています。	教育庁 児童生徒課